

教育委員会の通信簿

令和5年度町教育委員会事務の管理、執行状況の点検と評価

評価のための基本的な考え方

- ①『自然・歴史・文化などを活かした「にぎわい」づくり～子どもたちの未来へ伝統と安心をつなげて～』を町の将来像とし「ふるさとを愛するまちづくり」、「文化や歴史を守るまちづくり」、「交流するまちづくり」を基本的な考え方として、実態に合ったものとする。
- ② 委員会事務の改善と説明責任を果たすことを目的とする。
- ③ 5段階絶対評価とし、シンプルで誰にでもわかりやすいものとする。

令和5年度町教育委員会の事務の管理、執行状況の点検と評価

項目	観点	評価の 平均値
ふるさと キャリア教育(みさと学)の充実	ふるさとに誇りを持ち、将来の生き方の基礎となるよう地域の自然や歴史、人物、文化、伝統産業、特色ある産業などの学習を積極的に進めているか。	4.8
	「生きる力」を育む適切な教育課程の実施・評価・改善を推進しているか。	4.2
学校教育の充実	「確かな学力」を育む指導・評価を推進しているか。	4.0
	生徒指導の充実を推進しているか。	4.0
	体育・スポーツ及び健康・安全に関する基礎基本となる資質能力の育成を推進しているか。	3.6
	外国語教育の推進に努めているか。	4.4
	学校・家庭・地域との連携と協働活動を推進しているか。	4.8
	健康安全指導の充実を努めているか。	4.2
	安全・安心な給食の提供に努めているか。	4.4
	公民館活動の支援は充実しているか。	3.2
	図書館事業は充実しているか。	4.0
	生涯学習・スポーツの推進	生涯学習推進のための各種講座は充実しているか。
スポーツ施設の整備・充実に努めているか。	3.8	
スポーツ推進委員の連携・協働の強化を図っているか。	3.2	
スポーツ愛好者の底辺拡大に努めているか。	3.0	
スポーツの指導者育成に努めているか。	3.0	
青少年の健全育成に努めているか。	3.8	
文化・芸術の振興	文化・芸術に触れる機会の推進に努めているか。	3.6
	文化・芸術活動への支援及び助成に努めているか。	3.8
	「本物」に触れる機会の提供に努めているか。	3.6
地域・伝統の継承	伝統芸能・技術の保護に努めているか。	3.6
	文化財の保護と保存の推進に努めているか。	3.4
国際交流・姉妹都市交流の推進	国際交流のための語学強化の推進に努めているか。	3.6
	異文化理解の推進に努めているか。	3.4
教育委員会及び事務局	姉妹都市との派遣交流の推進に努めているか。	3.4
	教育委員会の会議の運営改善に努めているか。	4.0
	企画、指導、管理は適切か。	4.2
総平均値(上記29項目の評定の平均値)	人事や組織の改善に努めているか。	3.6
	学校等の施設の充実に努めているか。	4.0

※「評定の平均値」は各教育委員が上記29項目について5段階絶対評価(5:極めて満足 4:満足 3:普通 2:不満 1:極めて不満)で、評定したものの平均値です。

町教育委員会では、教育委員会の権限に属する事務の管理や執行状況について点検及び評価を行い、毎年その結果を公表しています。

点検及び評価では、町の教育目標である『ふるさとを愛するまちづくり』、『文化や歴史を守るまちづくり』、『交流するまちづくり』に基づいて取り組む項目

目ごとに、評価の基準となる観点を設定しています。

評価の方法は、観点ごとの5段階絶対評価とし、教育長と4名の教育委員が自己評価を行い、さらに有識者2名からの意見や助言を受けて、評価の客観性を確保しています。

評価の結果、29項目の平均値は3.8で昨年度と同じでした。

項目別でみると、『ふるさとキャリア教育(みさと学)の充実』、『学校教育の充実』、『文化・芸術の振興』の項目で昨年度よりも評価が高かった一方で、『生涯学習・スポーツの推進』、『地域の継承』、『国際交流・姉妹都市交流の推進』、『教育委員会及び事務局』の項目では、昨年度よりも評価が低い結果となりました。

評価が低い要因としては、コロナ禍により大人数が集まる活動や、講演会・講座などの開催ができなかったことによるものと思われます。

これらの評価を基に、教育委員会の事務の改善や活動に生かしていきます。

受益者負担の原則が大事なのね

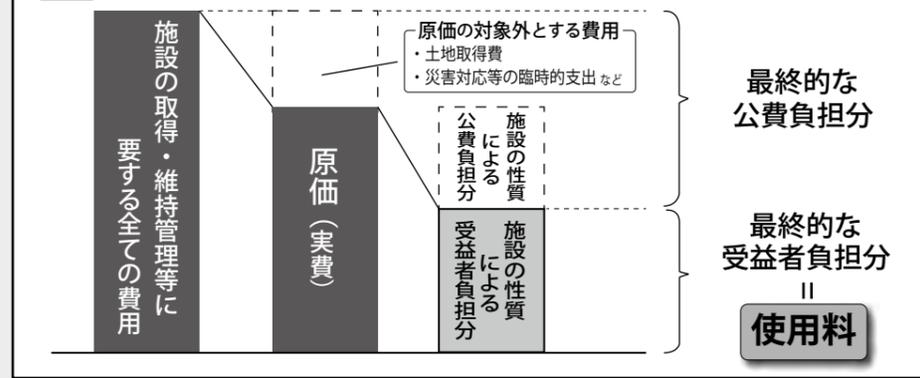


公の施設を使用する方には、その対価として使用料を納付していただいています。施設の維持管理や運営の経費は、利用する方(受益者)と利用しない方の公平性・公正性を考え、「受益者負担の原則」に基づいた一定の基準が必要になります。

現在、多くの施設は、使用料のみでは管理・運営することができず、不足する経費には公費(税金)を充てているため、施設を利用していない方も経費を負担していることとなります。

そこで、新たに下図のような公平性を確保した基準で、使用料の適正化を目指しています。

図1 使用料算定のイメージ



Check 以下の算定式により使用料を決定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別受益者負担割合}$$

各施設の性質に応じて利用者にご負担いただく使用料を算出します。

図2 使用料の急激な負担増に伴う配慮(1,000円を例に)

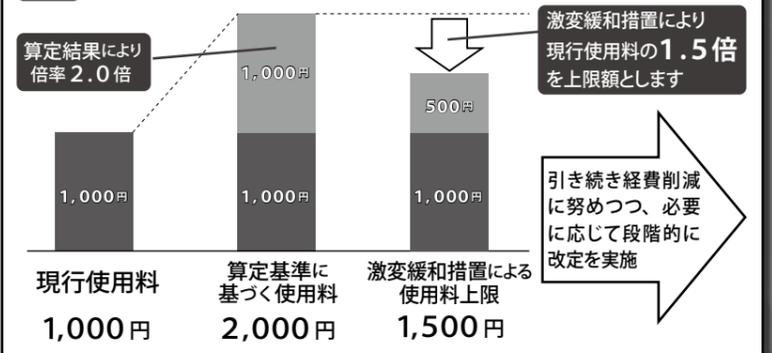
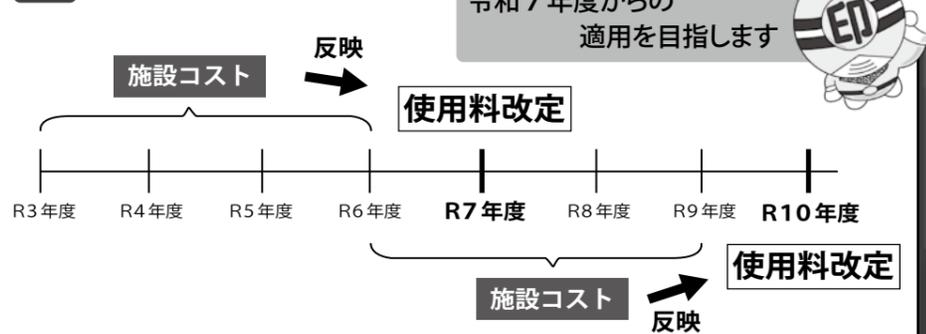


図3 改定スケジュールイメージ



町ホームページはこちらから

公共施設の利用者負担の適正化についての情報は町ホームページに掲載しています。



地域密着型 買取専門店 /

おたからや 市川三郷店

皆様の応援を頂きまして
オープン1周年になります！



貴金属・ジュエリー

金・銀・プラチナ
金貨 インゴット
ダイヤモンド
ルビー・サファイア
エメラルドなど

ブランドバッグ ブランド時計

ヴィトン エルメス
シャネル セリーヌ
ロレックス オメガ
パテックフィリップ
オーデマピゲなど

骨董品

掛け軸 カメラ
香木 ブランド食器
ライター ジャンク時計
古銭 テレカなど

ご挨拶

身の回りにあるもので、使わなくなった金・貴金属やデザインのお古くなったブランド品など、処分されようとしていた物が、本当は価値のある物だったりします。眠っているお宝がありませんか？『これ売れるかな？』と思ったら是非おたからや市川三郷店にお問い合わせ下さい！



店長
井戸 順子



おたからや市川三郷店

所在地 / 山梨県西八代郡

市川三郷町市川大門1384-1

定休日 / 水曜日

営業時間 月 火 水 木 金 土 日

10:00~18:00 ● ● / ● ● ● ●

電話番号 / 0552-25-3032

山梨県公安委員会
471042022046号



電子申告のメリット

- 申告期間中 24時間いつでもご自宅から申告ができます。(訂正申告も簡単)
- 所得税還付申告の場合、早めに還付されます。(約3週間)
- 各種控除証明書など、一定の書類添付を省略することができます。
- 青色申告の場合は65万円の「青色申告特別控除」が受けられます。

電子申告の流れ

- ① 国税庁ホームページから、確定申告書等作成コーナーへアクセスする
- ② 画面の案内に従い入力すると税額等が自動計算され、確定申告書が作成される
- ③ 作成した確定申告書をe-Taxで送信
※印刷して税務署に郵送することも可能ですが、控除証明書等の添付書類が必要です。

必要なもの

- 【マイナンバーカードをお持ちの場合】
ICカードリーダーまたはマイナンバーカード読み取り対応スマートフォン
- 【マイナンバーカードをお持ちでない場合】
電子申告用のID・パスワード
- 郵政特約店発行のマイナンバーカードをお持ちの方は、5分程度で発行できます。
- 本人確認書類を持参して下さい。

確定申告書
作成コーナーは
こちらから



e-Taxはこちらから

確定申告は電子申告が 簡単・便利

国 郵 沢 税 務 署
05556(22)3191



所得税などの申告には、国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用し、パソコン・スマートフォンからの提出をお勧めしています。ぜひご利用下さい。※税務署では、令和7年1月6日(月)より令和6年分還付申告書を窓口へ提出することができません。

人権擁護委員の紹介

人権擁護委員は、あなたのまちの気軽な相談相手です。人権擁護委員は、町民の基本的な人権が侵害されないように絶えず監視し、侵害があったときはその相談相手となり適切な救済を図ります。人権擁護委員は地域住民で人格識見が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護に理解のある人を市町村長が推薦し法務大臣が委嘱した方々です。

特設人権相談所

を開設します

12月4日から同月10日までの一週間は「第76回人権週間」です。その一環として「特設人権相談所(困りごと何でも相談所)」を次のとおり開設します。秘密は固く守られます。

【日時】12月4日(水)
午前10時~午後3時

【場所】▷三珠総合福祉センター1階第1会議室▷市川三郷町役場2階会議室2▷六郷町民会館2階小会議室

【相談内容】いじめ、体罰、差別問題、近隣のもめごとなど

【担当者】地元人権擁護委員
町民課 町民係
☎055-272-1105

本町の人権擁護委員

(10月1日現在)

- 樋口 勉 (大塚)
- 望月 良美 (三軒)
- 武田 智宏 (上野)
- 小林 明夫 (高田)
- 遠藤 好彦 (八之尻)
- 石原 保志 (山保)
- 伊藤 照子 (市川大門)
- 遠藤 玲詩 (落居)
- 相田 真弓 (岩間)
- 深澤 龍彦 (宮原)

償却資産(固定資産税)の申告をお願いします

固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産も課税の対象となります。町内で事業を営んでいる方で償却資産を所有している方、または町内の事業者が償却資産を貸し付けている方は、令和7年1月1日現在所有の償却資産について町へ申告していただくことになります。(地方税法第383条) 本町では税務課窓口や郵送による提出のほかに、eLTAX(エルタックス)を利用した電子申告が可能です。電子申告の詳細については、町HP(<https://www.town.ichikawamisato.yamanashi.jp>)の暮らしの情報「税」コーナーをご覧ください。

【申告期限】令和7年1月31日(金)

償却資産とは
事業のために用いる構築物、機械及び装置、フォークリフトなどの運搬具、工具・器具及び備品など

※事業用太陽光発電設備も申告の対象となります。(住宅用でも、発電出力10kw以上の設備は、売電事業用の資産となりますので、ご注意ください)

【提出先・問い合わせ】
町税務課資産税係 ☎055-272-1104